

下知・潮江・瀬戸水再生センター
運転管理業務委託

公募型プロポーザル募集要領

令和 7 年 6 月

高知市上下水道局下水道施設管理課

目次

1	業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	参加形態・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	参加資格要件・・・・・・・・・・・・・	2
4	参加意向申出手続及び参加資格の確認等・・・・・・・・	3
5	現場確認及び資料閲覧等・・・・・・・・・・・・・	4
6	質問の受付及び回答・・・・・・・・・・・・・	5
7	業務提案書等の作成要領及び提出方法・・・・・・・・	5
8	ヒアリングの実施・・・・・・・・・・・・・	8
9	業務提案書等の審査及び評価の実施方法・・・・・・・・	9
10	選定結果等の通知及び公表・・・・・・・・・・・・・	10
11	優先交渉権者との協議・・・・・・・・・・・・・	10
12	参加事業者の失格・・・・・・・・・・・・・	11
13	プロポーザルの途中辞退・・・・・・・・・・・・・	11
14	その他注意事項・・・・・・・・・・・・・	11
15	実施スケジュール・・・・・・・・・・・・・	12
16	連絡先・・・・・・・・・・・・・	12

1 業務概要

(1) 委託業務名

下知・潮江・瀬戸水再生センター運転管理業務委託

(2) 業務概要

別紙「下知・潮江・瀬戸水再生センター運転管理業務委託一般仕様書」及び「下知水再生センター運転管理業務委託特記仕様書」「潮江水再生センター運転管理業務委託特記仕様書」「瀬戸水再生センター運転管理業務委託特記仕様書」のとおり。

(3) 業務場所

ア 下知水再生センター（高知市小倉町 5 番 25 号外）

イ 潮江水再生センター（高知市南新田町 5 番 69 号外）

ウ 瀬戸水再生センター（高知市瀬戸一丁目 2 番 105 号外）

(4) 委託期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日までとする。

ただし、契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日までを業務引継等の準備期間とし、準備期間中の引継等に係る費用は、受託者の負担とする。

(5) 予算限度額

運転管理業務委託料 2,133,677,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

ただし、一般仕様書第 28 条、第 29 条に規定する修繕費及び調達費については、実績に応じて上記委託料とは別途に支払うものとする。

2 参加形態

(1) 単体事業者又は共同企業体とする。

(2) 共同企業体の場合は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 共同企業体の構成員の数は 2 又は 3 とする。

イ 共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大又は同等であること。また、構成員のうち最小の出資者の出資比率は、構成員の数が 2 の場合 30% 以上、構成員の数が 3 の場合 20% 以上とする。

ウ 共同企業体の運用形態は、各構成員が対等の立場で一体となって本業務を履行するものであること。

エ 共同企業体の構成員は、単体事業者としての参加と共同企業体の構成員としての参加を兼ねることはできない。また、他の共同企業体の構成員として参加することはできない。

3 参加資格要件

公告日から契約相手方の候補者決定までの間において、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者（共同企業体の場合、代表者および各構成員）とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者
- (2) 高知市上下水道局から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者
- (5) 参加意向申出書の提出期限日において、高知市上下水道局令和 6・7 年度物件等競争入札参加資格者名簿の営業種目「建物・機械設備等保守」の区分「施設運転管理業務」に登録されていること。共同企業体の代表者以外の構成員については、高知市内に主たる営業所（本社）を有する者又は主たる営業所（本社）が高知市外にあって、高知市内に営業所等を有する者（公告日の前日までに、本市に法人設立（開設）届を提出し、受理されていること。）であること。
- (6) 参加意向申出書の提出日時時点で、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年 7 月 9 日建設省告示第 1348 号）第 2 条第 1 項に基づく下水道処理施設維持管理業者登録がされていること。
- (7) 平成 27 年 4 月以降日本国内において、次のア、イの条件を満たす終末処理場の運転管理業務を元請けとして受託し、継続して 1 年以上履行した実績を有する者であること。

ア 標準活性汚泥法又はこれと同等以上の水処理方式を有する終末処理場

イ 1 日最大処理能力 10,000 m³以上の処理能力を有する終末処理場

- (8) 一般仕様書第 6 条に掲げる総括責任者、副総括責任者、並びに一般仕

様書第8条に掲げる資格者を配置できる者であること。ただし、共同企業体の場合は、代表者から総括責任者を配置すること。

4 参加意向申出手続及び参加資格の確認等

(1) 参加意向申出書等の配布

参加意向申出書等は、高知市上下水道局下水道施設管理課のホームページからダウンロードすること。

(2) 参加意向申出

参加意向申出を希望する単体事業者及び共同企業体（以下「参加意向申出事業者」という。）は、以下に記載する提出期限内に「参加意向申出書」（第1号様式又は第2-1号、第2-2号様式）に参加資格の確認に必要な書類を添付（以下「添付書類」という。）し、提出のこと。

ア 提出期限

令和7年6月24日（火）午後5時まで

（持参の場合は、土曜日、日曜日、国民の祝日（振替休日を含む。）

を除く午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は令和7年6月24日必着とする。）

イ 提出先

高知市上下水道局下水道施設管理課（高知市海老ノ丸13番6号）

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

エ 提出書類

（ア）参加意向申出書（第1号様式、第2-1号様式又は第2-2号様式）

（イ）添付書類

① 会社概要関係書類

資本金、所在地、業務内容、従業員数、社歴等が確認できるもの。

② 下水道処理施設維持管理業者登録規程に基づく下水道処理施設維持管理業者の登録が確認できる書類（直近の登録変更の通知等の写し等）

③ 同種業務の履行実績調書（第3-1号様式又は第3-2号様式、第3-3号様式）及び当該業務の履行実績を証する書類（業務委託契約書の写し等）

④ 配置予定者の経歴書

a 「総括責任者の経歴書等」（第4-1号様式）

b 「副総括責任者の経歴書等」（第4-2号様式）

ｃ「有資格者保有状況調書」（第４－３号様式）

いずれの書類にも、業務の履行に必要な資格を保有していることを証する書類を添付すること。

(3) 委託業務共同企業体協定書

共同企業体として参加意向申出する場合は、「委託業務共同企業体協定書」（以下「協定書」という。第７－１号様式又は第７－２号様式）及び「委任状及び使用印鑑届」（第８－１号様式又は第８－２号様式）の各１部を参加意向申出書とともに提出すること。

なお、共同企業体の成立日は、原則として参加意向申出書の提出日とし、協定書各ページの上段に捨て印を押印のうえ袋とじで作成のこと。

(4) 受付票の交付

参加意向申出の受付後に、受付票（第９号様式）を交付する。

郵送で提出された場合は、受付票をファックスで送信する。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果、参加意向申出事業者（以下「参加事業者」という。）に対し、審査結果を「参加資格確認結果通知書」（第１０－１号様式、第１０－２号様式又は第１１－１号様式、第１１－２号様）により通知する。

なお、資格審査により欠格となった者は、通知日の翌日から起算して７日以内（休日含む）に、この理由について説明を求めることができる。

5 現場確認及び資料閲覧等

(1) 参加希望者を対象として、現場確認及び資料の閲覧（以下「現場確認等」という。）を受け付ける。

(2) 申込書の提出

ア 提出方法

現場確認等を希望する者は現場確認申込書（第５－１号様式又は第５－２号様式）及び資料閲覧申込書（第６－１号様式又は第６－２号様式）を提出すること。

イ 提出期限

令和７年６月１０日（火）

ウ 提出方法等

提出方法 持参又は電子メール

※提出後は電話にて着信の確認を行うこと。

提出先 高知市上下水道局下水道施設管理課

メールアドレス kc-241000@city.kochi.lg.jp

(3) 現場確認等実施日

ア 現場確認等実施日

令和 7 年 6 月 13 日（金）

イ 参加人数

現場確認等への参加人数は、1 参加希望者につき 3 名まで（共同企業体による参加希望者は 6 名まで）とする。

ウ 資料の持ち出し等

資料の持ち出し及び現場、資料の撮影は認めない。

(4) 現場確認等キャンセル

現場確認等をキャンセルする場合は、現場確認等実施日の前々日までに、「現場確認等辞退届」（様式自由）を持参又は電子メールにて提出すること。なお、指定した日時以外の現場確認等は原則認めないものとする。

6 質問の受付及び回答

(1) 参加希望者を対象として、業務提案書等の作成に必要な内容に限り質問を受付ける。

(2) 質問書の提出

ア 提出方法

「下知・潮江・瀬戸水再生センター運転管理業務委託質問書」（第 12-1 号様式又は第 12-2 号様式）により提出すること。

イ 提出期限

令和 7 年 6 月 17 日（火）午後 5 時まで

ウ 提出方法等

提出方法 持参又は電子メール

※提出後は電話にて着信の確認を行うこと。

エ 提出先 高知市上下水道局下水道施設管理課

メールアドレス kc-241000@city.kochi.lg.jp

(3) 質問に対する回答

ア 質問回答日時（予定）

令和 7 年 6 月 20 日（金） 午後 3 時頃

イ 回答方法

高知市上下水道局下水道施設管理課ホームページ

7 業務提案書等の作成要領及び提出方法

参加事業者は、本業務に係る業務提案書等を作成のうえ、指定期間内に提出のこと。なお、提出された業務提案書等については、原則として変更でき

ないものとし、また、一切を返却しない。

(1) 提出期間

令和 7 年 7 月 23 日から令和 7 年 8 月 1 日午後 5 時まで

(持参の場合は、土曜日、日曜日、国民の祝日(振替休日を含む。))を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、郵送の場合は令和 7 年 8 月 1 日必着とする。)

(2) 提出場所

高知市上下水道局下水道施設管理課(高知市海老ノ丸 13 番 6 号)

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)

(4) 提出書類

ア 業務提案書

イ 業務見積書及び業務委託積算内訳書

ウ 組織体制表(第 13 号様式)

エ 財務状況が確認できる直近 2 年間の各会計年度における決算関係書類(貸借対照表及び損益計算書、キャッシュフロー計算書、個別注記表)

オ 雇用形態(正社員、派遣社員等)、雇用期間が確認できる書類、給与規定が確認できる書類

(5) 提出部数

提出書類全てについて、8 部とする。

(6) 提出書類作成要領

ア 業務提案書

(ア) 様式等

① 表紙

業務提案書の表紙は「下知・潮江・瀬戸水再生センター運営管理業務委託業務提案書」(第 14-1 号様式又は第 14-2 号様式)を使用すること。

② 表紙以外の様式は任意とする。

(イ) 作成要領

① 業務提案書は、日本語を使用し、日本産業規格 A 4 版縦置き、横書き、左綴りで作成のこと。

② 業務提案書には目次を付け、提出部数毎に綴り袋とじにすること。また、表紙、目次を除く各ページにページ番号を記入すること。

③ 文字サイズは原則 10.5 ポイント以上とする。

④ 原則両面印刷とし、ページ数は 21 ページまでとする。

- ⑤ 提案内容に係る資料・図表を別に添付することを認める。

資料・図表等にはA3版を使用してもよい。(A3版を使用の場合は、片面印刷で折綴りとする。) また、文字サイズ及びページ数に制限は設けないが、必要最小限の枚数とすること。

- ⑥ 業務提案書及び資料・図表の電磁的記録媒体での提出は認めない。

(ウ) 業務提案書記載事項

別表1「下知・潮江・瀬戸水再生センター運転管理業務委託選定基準」(以下「選定基準」という。)の評価内容に関する事項について漏れなく記載すること。

記載内容については、一般仕様書及び各特記仕様書に示す各業務の仕様に対して、業務の改善提案やその実施計画等が分かるように、記載内容が一般仕様書及び各特記仕様書のどの条であることを明記すること。

記載すべき項目は次のとおり。()の番号は、選定基準の項目番号)

- ① 会社概要 (1)
- ② コンプライアンス、情報セキュリティ対策、社会貢献活動に関する取組の状況 (2)
- ③ 類似施設における運転管理業務の契約実績 (3)
- ④ 人員体制 (4, 5)
- ⑤ 各業務の実施方針 (7, 8, 9, 10, 11, 12)
- ⑥ 業務引継ぎの計画 (13)
- ⑦ リスク対策 (14, 15)
- ⑧ 人材育成に関する方針、計画 (16)
- ⑨ 業務改善に関する提案1 (17)
- ⑩ 業務改善に関する提案2 (18)
- ⑪ 業務改善に関する提案3 (19)
- ⑫ 地域貢献等 (20, 21)

(エ) その他の注意事項

- ① 業務提案書の内容に、参加事業者名及び業務見積書の金額は記載しないこと。
- ② 提出された書類等は、高知市行政情報公開条例(平成12年条例第68号。以下「条例」という。)に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該事業者の権利、

競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足る合理的な理由があるもの（条例第9条第1項第3号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第9条第1項第3号に該当する部分がある場合は、提案書類を提出する際に、「下知・潮江・瀬戸水再生センター運転管理業務委託情報非公開希望申立書」（第15-1号様式又は第15-2号様式）を提出すること。ただし、非公開の申し出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。

イ 業務見積書

（ア）作成要領

① 業務見積書

業務見積書は、「下知・潮江・瀬戸水再生センター運転管理業務委託業務見積書」（第16-1号様式又は第16-2号様式）によること。

② 内訳書

業務見積書には、「下知・潮江・瀬戸水再生センター運転管理業務委託積算内訳書」（第16-3号様式）による内訳書を必ず添付すること。

（イ）その他の注意事項

業務見積書は、業務提案書とは別に8部を厳重に1枚の封筒に封緘して提出のこと。

8 ヒアリングの実施

業務提案書等を提出した参加事業者は、高知市上下水道局に設置した、「下知・潮江・瀬戸水再生センター運転管理業務委託に係るプロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が実施するヒアリングを受けるものとする。

（1）開催日

令和7年8月18日（月）

日程、場所等については、「ヒアリング通知書」（第17-1号様式又は第17-2号様式）により別途通知する。

（2）実施方法等

ア 出席者数

参加事業者の出席者は6名以内とする。

なお、配置する予定の総括責任者は必ず出席すること。

(共同企業体の場合は、各構成員から必ず1名以上出席すること。)

イ プレゼンテーション

参加事業者は業務提案書等に基づきプレゼンテーションを行うものとする。

- ① プレゼンテーションの時間は30分以内とする。
- ② 業務提案書の提出時に添付していない資料等を新たに追加することや別途配布することは認めない。
- ③ 電子機器を使用することは認めるが、事前に連絡すること。ただし、提出した業務提案書及び資料等のみを使用すること。また、プレゼンテーションの際にパソコン等の使用も認めるが、スクリーン及びプロジェクター以外の機器は各自用意すること。(使用予定のプロジェクター：PanasonicPT-VMZ61J, HDMIケーブルでパソコンと接続・ケーブル有り))

ウ 質疑応答

プレゼンテーションの後、15分程度の質疑応答を行う。

9 業務提案書等の審査及び評価の実施方法

(1) 選定委員会

本業務に係る優先交渉権者及び次点交渉権者(以下「優先交渉権者等」という。)の選定は、選定委員会において行う。

(2) 優先交渉権者等の選定方法

選定委員会は、別表1に掲げる選定基準に基づき、参加事業者から提出された業務提案書の内容の根拠、実用性、効率性、創造性及び履行能力等を評価及び採点し、審査の結果、各委員の評価点の総合点が最も高い参加事業者を優先交渉権者とし、総合点が次に高い参加事業者を次点交渉権者として選定する。ただし、各委員の評価点の平均が最低基準点(300点)未満の者は交渉権者とししない。参加者が1者のみの場合であっても、本募集要領に基づく優先交渉権者等の選定を行い、各委員の評価点の平均が最低基準点(300点)以上であれば優先交渉権者として決定する。

なお、総合点の最高得点者が2者以上あった場合は、委託業務の実施及び業務の安定性の合計点(項目番号7～16)が上位の者を優先交渉権者とし、次点の者を次点交渉権者とする。

委託業務の実施及び業務の安定性の合計点が同点の時は、業務提案見積書の金額が安価な者を優先交渉権者とする。

なお、業務提案見積書の金額が同額の場合は、くじにより決定する。

- (3) 審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けない。
- (4) 評価項目等については選定基準のとおり。

10 選定結果等の通知及び公表

- (1) 業務提案書等の提出者全員に書面（第 19－1 号様式又は第 19－2 号様式，第 20－1 号様式又は第 20－2 号様式，第 21－1 号様式又は第 21－2 号様式）で審査結果を通知する。ただし，途中辞退者へは通知しない。また，各提案者の総得点を高知市上下水道局下水道施設管理課ホームページにおいて公表（優先交渉権者等に決定されなかった者については，会社名を除く。）する。
- (2) 優先交渉権者に選定されなかった参加事業者は，通知書を送付した日の翌日から起算して 7 日以内（休日を含む。）に，書面（様式自由。ただし A 4 判 1 ページ以内とする。）により，審査結果について説明を求めることができる。なお，提出方法は郵送又はファックスのみによる。（持参不可，いずれの場合も受付期間内必着のこと）。
- (3) 審査結果の説明は，当該参加事業者の評価総合点の合計点及び順位に限り書面にて回答するものとし，審査内容及び他の参加事業者に関する説明等を求めることはできない。
- (4) 非選定理由の説明請求への回答は，説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 7 日以内（休日を含む。）に書面により行う。

11 優先交渉権者との協議

- (1) 高知市上下水道局は，選定委員会が選定した優先交渉権者を，本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先とするとともに，業務の詳細内容の協議を実施する。

ただし，優先交渉権者が下記のいずれかに該当し，見積徴取及び業務委託契約が締結できない場合には，次点交渉権者を見積徴取の相手先とするものとする。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当することとなったとき
- イ 高知市上下水道局から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき
- ウ 選定後に下記に掲げる失格条項に該当して失格となったとき
- エ 見積徴取の結果，契約締結ができなかったとき
- オ 本業務委託契約の締結を辞退したとき
- カ その他の理由により業務委託契約の締結が不可能となったとき

(2) 契約金額

委託契約金額は、高知市上下水道局の定める本業務委託に係る予算の範囲内とする。

(3) 契約内容等

本業務の委託契約は、高知市上下水道局会計規程、高知市契約規則及び高知市上下水道局業務委託契約約款によるものとする。

(4) 業務の実施

一般仕様書、各特記仕様書及びその他関係書類に基づき実施する。

(5) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、契約者が下記に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うことがある。

12 参加事業者の失格

参加事業者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加意向申出書及び業務提案書を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限等が本募集要領、その他の定めに適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本募集要領第3に定める参加資格を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合
- (4) その他本募集要領の定めに反した場合
- (5) 本件に関して不正あるいは公正さを欠く行為等があったと主催者が認める場合

13 プロポーザルの途中辞退

参加事業者は、「下知・潮江・瀬戸水再生センター運転管理業務委託プロポーザル参加辞退届」（第22-1号様式又は第22-2号様式）を提出することで、いつでもプロポーザルを辞退することができる。

辞退届の提出方法は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

14 その他注意事項

(1) 本業務に係る費用負担

参加申込から業務提案書等の作成及びヒアリング参加等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

(2) 書類提出にあたっての留意事項

ア 本業務公募型プロポーザルに関する実施日程は、プロポーザル実

施予定表のとおりとする。なお、プロポーザルの実施日程に変更が生じた場合は、高知市上下水道局下水道施設管理課ホームページへ随時掲載する。

イ プロポーザル実施予定表に示す各内容の指定期間以外の受付等は、いかなる理由があっても認めない。なお、指定期間内に業務提案書等の提出がない場合、及びヒアリングに不参加の場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

ウ 提出書類その他の提出物について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じて、上下水道局はこの責を負わない。

- (3) 参加意向申出事業者及び参加事業者は、本募集要領第4第5号において参加資格を有しないと認めた理由の説明要求、募集要領に関する質問、その他募集要領に定められた手続によるもののほかは、自己の有利になること等を目的として、委託業務の担当職員、選定委員会の委員、その他本局関係者に働きかけを行ってはならないものとする。
- (4) 前号の行為を行った事業者については、参加資格を認めず、若しくは参加資格を取り消し、又は既に行った提案について無効とする。
- (5) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 参加事業者は、当該プロポーザルにて知り得た情報等について他に漏らしてはならないものとする。
- (7) 選定された事業者については、本プロポーザルにおける審査及び評価、選定結果についての説明責任を果たすべき趣旨から、その内容を公開する場合がある。
- (8) 受注実績、その他の確認のため追加資料の提出を求めることがある。

15 実施スケジュール（予定）

別紙プロポーザル実施予定表のとおり。

16 連絡先

高知市上下水道局下水道施設管理課
〒781-0086 高知市海老ノ丸13番6号
電話番号 : 088-882-4538（直通）
ファックス番号 : 088-882-7291
電子メール : kc-241000@city.kochi.lg.jp

【別紙】

プロポーザル実施予定表

No.	内 容 実 施	日 程
1	プロポーザル実施の公告	令和7年6月5日（木）
2	現場確認等申込書提出期限	令和7年6月10日（火）
3	現場確認等実施日	令和7年6月13日（金）
4	質問書の提出期限	令和7年6月17日（火）
5	質問書に対する回答	令和7年6月20日（金）
6	参加意向申出書の提出期限 （添付書類を含む）	令和7年6月24日（火）
7	参加資格確認結果通知等の発送	令和7年7月11日（金）
8	業務提案書、業務見積書等の提出期間 ※期間内に必着のこと	令和7年7月23日（水）から 令和7年8月1日（金）まで
9	プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年8月18日（月）
10	優先交渉権者選考結果通知書等の発送	令和7年8月下旬
11	契約内容に関する詳細打ち合わせ	令和7年8月下旬から（随時）
12	事前準備期間（事務引継、業務習熟等）	令和7年9月下旬から 令和7年10月31日（金）まで
13	業務開始	令和7年11月1日（土）

別表 1
【下知・潮江・瀬戸水再生センター運転管理業務委託選定基準】

評価項目	項目番号	評価内容	項目配点	評価の基準	
会社概要	1	会社の規模(業務内容、従業員数等)や財務・経営状況など、将来にわたって安定的に業務を行う経営基盤があるか。	10	10	特に優れている
				8	優れている
				6	普通
				4	やや劣る
				0	劣る
	2	コンプライアンス（法令順守等），情報セキュリティ対策，社会貢献に関する取組が適切になされているか。	10	10	特に優れている
				8	優れている
				6	普通
				4	やや劣る
				0	劣る
業務実績	3	標準活性汚泥法又はこれと同等以上の水処理方式を有する終末処理場（1日最大処理能力10,000m ³ 以上）の運転管理業務について、過去10年以内に継続して2年以上受託している契約件数。 ※JVの場合は代表者の実績とする。 ※高知市以外の実績も含む。 ※単年契約を2年連続で受託した場合は1件とカウントする。 ※10年契約を受託した場合は5件とカウントする。	20	20	契約件数5件以上
				16	契約件数4件
				12	契約件数3件
				8	契約件数2件
				0	契約件数1件
人員体制	4	総括責任者の実務経験は十分か。 (上記終末処理場の維持管理の実務経験) ※責任者として従事したかどうかは問わない。	20	20	12年以上
				16	9年以上～12年未満
				12	6年以上～9年未満
				8	3年以上～6年未満
				0	3年未満
	5	委託業務の実施に必要な人員体制が確保されているか。 （責任者、有資格者、欠員への対応等）	20	20	特に優れている
委託料見積金額	6	業務見積書及び業務委託費内訳書に記載された委託料見積り金額が適正なものであるか。	30	16	優れている
				12	普通
				8	やや劣る
				0	劣る
				30	予算限度額の80%未満
				24	予算限度額の80%以上～85%未満
				18	予算限度額の85%以上～95%未満
				12	予算限度額の95%以上～100%未満
				0	予算限度額の100%
				40	特に優れている
				32	優れている
	7	水処理について，具体的かつ詳細な運転監視方法が示されているか。	40	24	普通
				16	やや劣る
				0	劣る
				40	特に優れている
	8	安定した運転確保のための運転計画，安全計画，省エネルギー実現方法，記録管理等が具体的に示されているか。	40	32	優れている
				24	普通
				16	やや劣る
				0	劣る
				30	特に優れている
	9	環境対策について，臭気などの生活環境保全のための取組等が具体的に提案されているか。	30	24	優れている
				18	普通
				12	やや劣る
				0	劣る
				40	特に優れている
	10	設備の点検基準，定期点検計画，記録管理の方法，点検結果の評価，受託者による修理および造作の方針，委託者への報告等が具体的に示されているか。	40	32	優れている
				24	普通
				16	やや劣る
				0	劣る
				30	特に優れている
	11	受託者による修理および造作の範囲を超える，修繕の事務ならびに物品等の調達事務を適切に行う方針が示されているか。	30	24	優れている
				18	普通
				12	やや劣る
				0	劣る
				30	特に優れている
	12	委託施設の水質試験補助業務が適正に実施されるか。	30	24	優れている
				18	普通
				12	やや劣る
				0	劣る
				10	特に優れている
	13	委託業務の開始に向けた準備期間の計画が適切であるか。	10	8	優れている
				6	普通
				4	やや劣る
				0	劣る
				30	特に優れている
	14	地震，火災等の災害に備えた防災対策及び災害が発生した場合を想定した具体的な対策があるか。	30	24	優れている
				18	普通
				12	やや劣る
				0	劣る
				30	特に優れている
	15	大雨等による緊急時の人員配置に対し，具体的な提案があるか。	30	24	優れている
				18	普通
				12	やや劣る
				0	劣る
				20	特に優れている
	16	業務従事者に関する人材育成計画及び安全教育計画が適切であるか。	20	16	優れている
				12	普通
				8	やや劣る
				0	劣る
				20	特に優れている
	17	3水再生センター一括での運転管理業務に関して，効率的な業務実施方法等の提案があるか。	20	16	優れている
				12	普通
				8	やや劣る
				0	劣る
				20	特に優れている
	18	I C Tによる運転管理等の効率化に関する具体的な提案があるか。	20	16	優れている
				12	普通
				8	やや劣る
				0	劣る
				20	特に優れている
	19	13箇所のマンホールポンプ場において効率的な維持管理の提案があるか。	20	16	優れている
				12	普通
				8	やや劣る
				0	劣る
				10	高知市内に主たる営業所（本社）を有する者
	20	単体事業者又は共同企業体の代表者が，高知市内に主たる営業所（本社）を有する者，又は主たる営業所（本社）が高知市外にあって，高知市内に営業所等を有する者であるか。	10	5	高知市内に営業所等を有する者
				0	いいえ
				20	特に優れている
				16	優れている
				12	普通
	21	地元雇用について，積極的に提案がなされているか。 また，雇用形態，雇用期間及び給料等の待遇が適正か。	20	8	やや劣る
				0	劣る
			500		